

《「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付》 ～外来、入院ともに窓口での支払いが限度額までとなります～

国民健康保険 問 保険医療課 ☎56-0618 (記事ID 8936) [HPを見る](#)

対象者

・70歳未満の人

申請により「限度額適用認定証」を交付しています。
入院または高額な外来診療を受ける場合に、認定証を医療機関に提示することにより、1か月ごとの医療費が高額になった場合でも、支払金額が世帯ごとの自己負担限度額までになります。

・70歳以上75歳未満の人で、平成29年度市民税非課税世帯の人

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。認定証を医療機関に提示することにより、入院時の食事代・居住費の自己負担額が減額されます。

更新手続きのお願い

保険証と印鑑を持って、保険医療課で申請してください。

現在、交付されている「認定証」の有効期限は、7月31日です。現在交付中の人には申請書を送付しています。必要な人は更新手続きを行ってください。

※国民健康保険税の滞納がある人や平成28年中の税の申告をしていない人は、「認定証」が発行できないことがあります。

※「認定証」を持たずに入院または高額な外来診療を受け、高額な医療費を支払った場合は、後日申請により自己負担限度額を超えた分を支給します(対象者には受診月の約2か月後に申請手続きの案内文を送付します)。

後期高齢者医療制度 問 保険医療課 ☎56-0617 (記事ID 472) [HPを見る](#)

後期高齢者医療制度加入者で、平成29年度市民税非課税世帯の人に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。事前に保険医療課窓口で申請することにより、入院時の食事代・居住費の自己負担額が減額されます。

※現在、交付されている「認定証」の有効期限は7月31日ですので、8月以降も該当となる方には、7月中旬に郵送します。更新手続きは不要です。

[HPを見る](#)

「健康診査」を受診しましたか 問 健康推進課 ☎63-3300 問 保険医療課 ☎56-0618 (記事ID 7147)

あなたの健康はあなただけのものではありません。健診は自分を見つめ直す絶好のチャンスです。年1回、健康チェックのために健診を受診しましょう。

●加入している健康保険の種類や年齢により、受診できる健康診査が異なります



【応急手当講習会】もしものときのために応急手当や止血処置の知識を身につけましょう。

時 8月20日(日)9:00～12:00 場 消防本部3階 講堂 対 市内在住・在勤の人 申 電話で申込 問 消防署 62-0119 記事ID9853

[HPを見る](#)